

神奈川エアーメッセンジャー株式会社 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 8月16日～ 令和11年 8月15日まで

2. 内容

目標1：育児休業、出生時育児休業、その他仕事と育児の両立支援制度の周知、相談窓口の周知、及び女性のみならず男性も含めた育児休業取得促進に関する方針の周知をする。

<対策>

- 令和6年8月～ 最新の関連諸法令の再確認と就業規則等のルール整備
- 令和6年9月～ 育児休業取得促進に関する方針を策定し、制度や相談窓口とともに周知する。

目標2：令和7年4月以降に施行される予定の改正育児・介護休業法の内容について一部前倒しで実施することでより仕事と育児が両立しやすい環境を早期に実現する。

<対策>

- 令和6年10月～ 法改正についての情報を収集し前倒しで実施する内容を検討する。
- 令和6年12月～ 検討結果を踏まえて就業規則を改定し従業員に周知する。